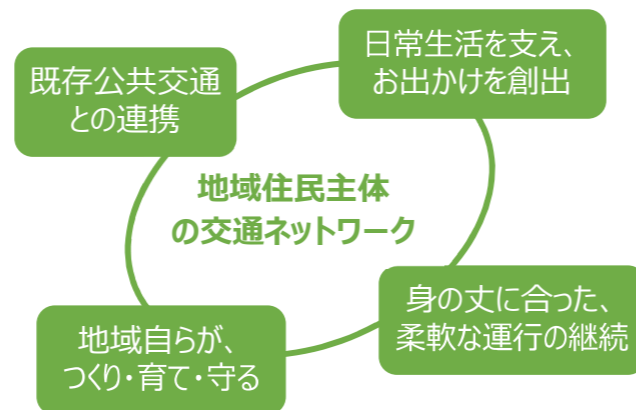


地域住民が主体となって運行する地域内交通について

1. 目的

本市では、公共交通の不便な地域において、通院や買物など日常生活に必要な移動手段を確保するため、地域住民自らが交通をつくり・育て・守る、持続的な運行が可能な地域内交通の導入を進めています。その上で、既存の公共交通と連携し、誰もが利用しやすい公共交通ネットワークの形成を目指しています。



2. 地域内交通の概要

(1) 対象区域

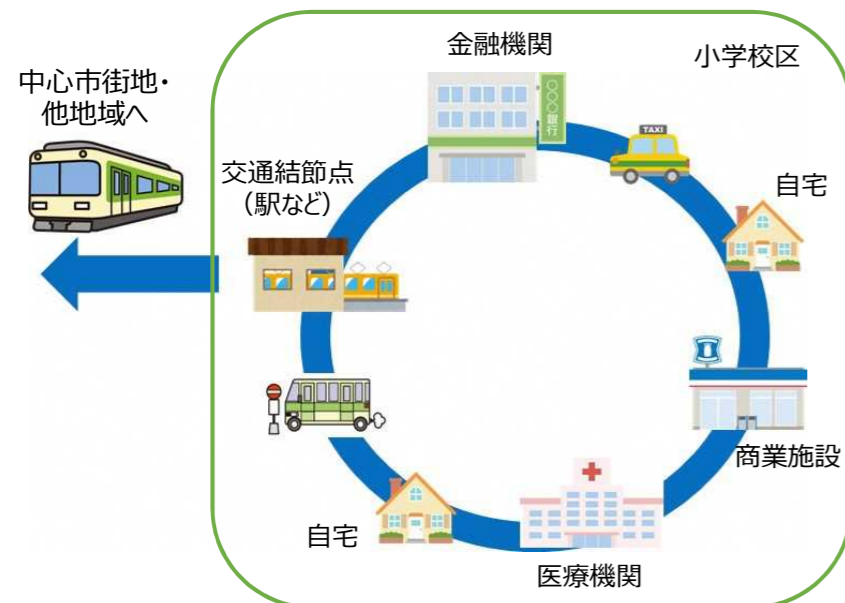
- 山間地域や郊外・既成市街地において公共交通が不便な地域が対象になります。具体的には、中心市街地を除く地域が対象となります。

(2) 運営主体（支援対象者）

- 町内会、商店会などの地域団体または交通検討会などの地域交通の確保のために組織された団体で、地域交通計画^{*}を策定し、計画に基づいて交通手段の運行を実施する自主運営団体が対象になります。
※地域交通計画とは、地域内で運行する交通手段、運行経路などを定めた計画です。

(3) 運行エリア・目的地設定

- 運行エリアは町会連合会または小学校区とし、エリア内の目的地・目的施設または公共交通重要路線の駅・バス停へのアクセスを基本とします。
- なお、エリア内に日常生活に必要な施設がない場合には、近接する地域・市町の施設等または最寄りの公共交通重要路線の駅・バス停までを運行エリアとします。



<運行エリア設定時の留意点>

- ・路線バスなどの公共交通が運行している地域では、これらの公共交通と競合しないように、運行ルートを変えるほか、運行時間帯をずらすなどの配慮が必要となります。
- ・なお、他に走行する道路がないなど、区間の重複がやむを得ない場合は、既存の公共交通を運行する交通事業者と協議・調整する必要があります。

(4) 運行形態・運行水準

- 運行形態は、路線定期運行・路線不定期運行^{*}・区域運行^{*}があります。（※利用には予約必要）
- 運行内容は、運行日・便数・時間帯・ルートなどの様々な組み合わせが考えられます。
- 運行する地域の状況（地形条件、道路条件、施設立地など）や地域住民の移動需要などを詳細に把握・検討した上で、持続可能な運行形態・運行水準の設定が必要です。

(5) 運行車両

- 地域の利用状況（想定するピーク時の輸送人員）などを踏まえ、利用する車両（バス・ジャンボタクシー・セダntaxi）を設定します。

(6) 料金（会員制・運賃制）

- 地域交通が担う役割や効果的な運行水準を踏まえながら、既存路線バス、タクシーの運賃に配慮した料金体系（定額・地帯制・対キロ制）を設定します。

(7) その他

- 運行事業者は、一般乗合旅客自動車運送事業許可を受けた事業者 もしくは 許可を取得する見込みの事業者が基本となります。

3. 補助制度と費用負担の概要

	概要
補助内容	①運行準備や運行計画等の作成に係る補助 ②試験運行時の運行経費補助（最大2年間） ③本格運行時の運行経費補助 [車両の運行に要する費用 - (会費・運賃収入 + 協賛金収入)] × 補助率 ※世帯数に応じて補助率が異なります。 ※公共交通重要路線に接続する運行を行う場合は補助率に加算があります。
費用負担	